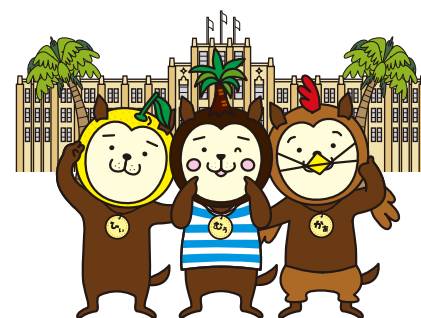


# 労働 やまざき

2017.6 no.433

## 主な内容

シニア世代就職面談会のご案内	1
「仕事と家庭の両立応援宣言」のご案内	2
一般就職者、学卒者向け就職説明会のご案内	3
「宮崎県家庭教育支援条例」のご紹介	3
くるみん等の認定基準・認定マークが改正されました	4
みやざきシニア人材バンク・就業支援相談窓口のご案内	5
「みやざきインターンシップNAVI」のご案内	5
県立産業技術専門校オープンキャンパス・ 在職者訓練受講者募集のご案内	6
労働相談Q&A	7
中小企業労働相談所のご案内	8
全国安全週間・協会けんぽからのお知らせ	8



## シニア世代就職面談会のご案内

**シニア世代就職面談会** 参加無料!!

参加者募集 事前申込不要 55歳以上

たくさんの企業との出会いの場 この機会に、ぜひご参加ください。

7/4 14:00-18:00 ニューウェルシティ宮崎

7/7 14:00-18:00 幸手ル中山荘

7/12 14:00-18:00 カルチャープラザのべさか

企業・団体との面談コーナー

「ハローワーク」コーナー

「シニア人材バンク」コーナー

「シルバー人材センター」コーナー

公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会

TEL 0985-31-3775 FAX 0985-31-3776

シニア世代と様々な企業・団体との「出会いの場」として、就職面談会を開催します。

### ○ 内容

- 【企業・団体との面談コーナー】
- 【「ハローワーク」コーナー】
- 【「シニア人材バンク」コーナー】
- 【「シルバー人材センター」コーナー】

※ 現在、参加企業・団体を募集中です。  
長年培った知識・技術等を持つ高齢者の就業について、是非ご検討ください。

### ◇ お申込み・お問合せ先 ◇

- ・(公社) 宮崎県シルバー人材センター連合会  
☎ 0985-31-3775
- ・宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当  
☎ 0985-26-7106

# 「仕事と家庭の両立応援宣言」のご案内

## ◇ 宣言企業を募集しています！

「仕事と家庭の両立応援宣言」とは、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、事業主様に事業所内で取り組むことを宣言していただく制度です。登録していただきますと、宣言書をお渡しし、県庁のHPで公表させていただきます。会社のPRやイメージアップにご活用ください。

下記問い合わせ先にお電話いただければ、職員が訪問、または申込書を郵送いたします。また、県庁ホームページからも申込書がダウンロードできます。

宮崎県 仕事と家庭の両立

検索



## ♥ 新しい登録企業のご紹介 ♥

### ◇ 4月登録 ◇

- ★ 三桜電気株式会社
- ★ 合同会社サポティブスペース
- ★ 株式会社吉本岩切
- ★ 株式会社三喜
- ★ 社会福祉法人興愛会障害者支援施設  
あさひの里
- ★ 社会福祉法人興愛会児童通所支援  
センターオリーブ
- ★ 社会福祉法人興愛会  
夢の村デイサービスセンター
- ★ 社会福祉法人興愛会  
夢の村グループホーム
- ★ 社会福祉法人興愛会  
養護老人ホーム峰寿園
- ★ サクシード株式会社
- ★ 株式会社日南山形屋

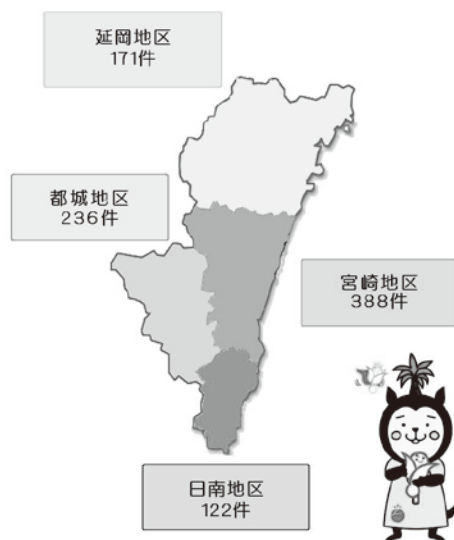
### ◇ 5月登録 ◇

- ★ 株式会社MOMIK
- ★ 株式会社システム技研
- ★ 株式会社内山家具店
- ★ 株式会社OPUS
- ★ アミューズ株式会社
- ★ 株式会社パシフィックシステム
- ★ 株式会社中野管理
- ★ 霧島食品工業株式会社
- ★ 社会福祉法人エデンの園
- ★ 株式会社サンライズネットワークス
- ★ 植松商事株式会社
- ★ 南栄工業株式会社

### ◇ 6月登録 ◇

- ★ 医療法人暁星会介護老人保健施設並木の里
- ★ 株式会社総合人材センター
- ★ 社会福祉法人敬和福祉会  
特別養護老人ホーム島津乃荘
- ★ チトセホーム株式会社
- ★ バクスター株式会社宮崎工場
- ★ 株式会社坂下組
- ★ 株式会社Office Concierge 日南オフィス
- ★ 有限会社白水舎乳業
- ★ 有限会社川上商会
- ★ 安田株式会社宮崎営業所
- ★ 有限会社東進メディカル
- ★ 株式会社都農ワイン
- ★ 旭建設株式会社
- ★ 株式会社ネオキャリアRPO 宮崎センター

平成29年6月1日現在  
登録件数917件



◆ お問い合わせ・お申込み先 ◆  
**宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当**  
 TEL: 0985-26-7106  
 FAX: 0985-32-3887

# 一般求職者、学卒者向け就職説明会のご案内

県内の企業へ就職を希望する求職者、来春学校を卒業予定の学生（高校卒業予定者を除く）を対象に、平成29年度の宮崎県就職説明会を開催します。  
参加は無料で、事前予約も必要ありません。ぜひご参加ください。

延岡会場 8/3(木)	小林会場 8/9(水)	都城会場 8/10(木)
受付 13:00～ 説明会 13:30～16:00 場 所 延岡総合文化センター	受付 13:00～ 説明会 13:30～16:00 場 所 ガーデンベルズ小林	受付 13:00～ 説明会 13:30～16:00 場 所 都城圏域 地場産業振興センター
【問】延岡市工業振興課 TEL 0982-22-7035	【問】小林市商工観光課 TEL 0984-23-1174	【問】都城市商工政策課 TEL 0986-23-2753

参加企業その他詳細は、「宮崎県就職説明会」で検索してください。

◆ お問い合わせ ◆ 宮崎県雇用労働政策課雇用対策担当 TEL: 0982-22-7105

## 「宮崎県家庭教育支援条例」を知っていますか？



平成28年4月1日に  
施行されました

近年、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、子どもの貧困の問題など社会環境が一層深刻になってきています。子育てに不安を抱える親、孤立化する親も増えてきており、過保護や放任など家庭の教育力の低下が指摘されています。

このような中、家庭の教育力の向上を図るためには、家庭を取り巻く地域や学校、事業者や行政その他県民皆で家庭教育を支えていくことが必要です。これらのことを踏まえ、県議会宮崎のこども対策特別委員会において「宮崎県家庭教育支援条例」がまとめられ、平成28年2月定例県議会において可決されました。

### ★ 条例第10条では事業者の役割について規定がされています ★

1. 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事及び家庭生活との両立が図られるよう、必要な就業環境及び雇用環境の整備に努めるものとする。
2. 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

～ ご理解とご協力をお願いします！ ～

お問い合わせ先

宮崎県教育庁生涯学習課

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号  
TEL: 0985-26-7245 FAX: 0985-26-7342

# くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが、 改正されました

～平成29年4月1日から、新しい認定基準を適用～

## くるみん認定・プラチナくるみん認定とは

子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣が企業に対して行う認定です。企業が、一般事業主行動計画の策定・届出及び公表・周知を行い、一定の基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定)を受けることができます。

また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な「子育て企業」として特例措置(プラチナくるみん認定)を受けることができます。



新くるみんマーク

## 認定基準等の主な改正ポイント

### 法定時間外労働時間等の実績に係る基準が新しくなりました

- くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに
- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満
  - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロの2つの基準を満たす必要があります。

### プラチナくるみんの公表事項に、労働時間数の実績が追加されました

- プラチナくるみんについては、
- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月の平均時間
  - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者数が、公表事項に追加されます。

### 男性育休取得率の認定基準が、「1人以上」から「7%以上」になりました

企業の子育てサポートには、男性の育児を支援することが重要であることから、くるみん認定の男性の育児休業取得率は、7%以上と、より高い基準となりました。

### 男性の育児目的休暇取得等でも認定基準を満たすことができるようになりました

男性による育児の促進に関する取組を評価するため、くるみん認定については、「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の男性の取得率15%以上かつ、男性育児休業者1人以上」も基準を満たすことができるようになりました。

## 改正くるみん認定・プラチナくるみん認定のQ&A

### Q 新基準はいつから適用されるの？

2017年4月1日の申請から適用されます。

### Q これまでのくるみんマークはなくなるの？

これまでのマークも「子育てサポート企業」の証として使うことができます。

プラチナくるみんマークは変更ありません



くるみん認定・プラチナくるみん認定の申請、一般事業主行動計画に関するお問い合わせ先

宮崎労働局 雇用環境・均等室 (TEL 0985-38-8821)



長年培った知識や技術等を持ち就業を希望する60歳以上の高齢者と、そうした人材を求める企業とのマッチングを支援するシステムです。

登録求職者、求人情報がネット上で閲覧でき、気になる人材、求人にリクエストが可能です。

経験豊富で即戦力となる人材の確保、生涯現役に向けた新たな就業のため、「みやざきシニア人材バンク」を活用ください！

URL: <https://senior.pref.miyazaki.lg.jp>

または

◆ お問合せ先 ◆

みやざきシニア人材バンク事務局 ☎0985-33-9850  
宮崎県雇用労働政策課 ☎0985-26-7106



無料 シニア世代対象

就業支援相談窓口

《 窓口における業務内容 》

- ・「みやざきシニア人材バンクシステム」を活用したマッチング支援
- ・ハローワークの求人情報を活用した職業紹介
- ・相談者が望む働き方を踏まえた就労相談
- ・企業に対する、高齢者人材活用のアドバイスや個別相談

◆ お問合せ先 ◆

みやざきシニア人材バンク事務局 ☎0985-33-9850  
宮崎県雇用労働政策課 ☎0985-26-7106



「みやざきインターンシップNAVI」登録企業募集中!

宮崎県内でのインターンシップ参加を希望する学生と県内企業を結ぶサイト「みやざきインターンシップNAVI」を開設しました。

県内のインターンシップに関する情報や登録企業の魅力、そこで働く社員の声を掲載し、サイト内でインターンシップ情報の登録やマッチングを行うことができます。専門のコーディネーターによる運営を行い、「インターンシップを実施したいけどどうしたらいいかわからない」といった企業の悩みにもお応えします。

インターンシップを実施したい企業のみならず、さまの御登録をお待ちしています。

URL: <https://internship.pref.miyazaki.lg.jp>

◆ お問合せ先 ◆

委託先: NPO法人グローバルアカデミー  
E-mail: [intern@global-ac.jp](mailto:intern@global-ac.jp)  
☎ :0985-64-5585  
宮崎県雇用労働政策課雇用対策担当  
☎ :0985-26-7105



# 県立産業技術専門校 オープンキャンパス(入校説明会)のご案内

県立産業技術専門校と県立産業技術専門校高鍋校のオープンキャンパスを開催します。

○ 県立産業技術専門校 (西都市)

高卒者以上を対象とした4訓練科(2年課程)があります。  
(木造建築科・構造物鉄工科・電気設備科・建築設備科)

開催日: 平成29年7月15日(土)、8月27日(日)

時間: 午前10時~午後3時20分

午前中は、専門校の概要や入校試験等の説明を、  
午後は、希望する訓練科の体験実習(無料)ができます。  
(※1人あたり2科まで)

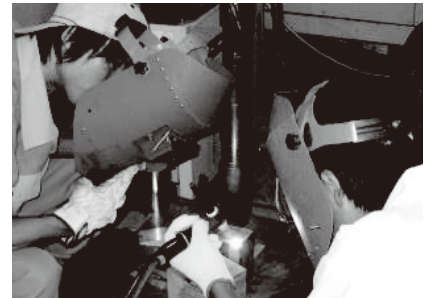
会場: 県立産業技術専門校(西都市大字右松362-1)

※事前に申込(FAX又は電話)が必要ですが、当日でも参加できます。

◇ お申込み・お問合せ先 ◇

宮崎県立産業技術専門校 TEL: 0983-42-6501 FAX: 0983-42-6511

HP <http://www.miyazaki-sangi.ac.jp>



○ 県立産業技術専門校高鍋校 (高鍋町)

開催日: ①建築科、塗装科: 8月17日(木) 午前9時30分~午後3時30分(予定)

※中卒者以上を対象とした訓練科(1年課程)

②販売実務科: 8月18日(金) 午前10時~午後3時(予定)

※知的障がい者を対象とした訓練科(1年課程)

内容: 専門校概要説明、体験学習(プリンターボックス製作) 持帰可

会場: 県立産業技術専門校高鍋校(高鍋町大字南高鍋1770)

※事前に申込(FAX又は電話)が必要ですが、当日でも参加できます。

◇ お申込み・お問合せ先 ◇

宮崎県立産業技術専門校高鍋校 TEL: 0983-23-0523 FAX: 0983-22-0065



## 県立産業技術専門校 在職者訓練受講者募集

県立産業技術専門校では、主に県内事業所で従事される技術者の方のために以下の能力開発訓練(在職者訓練)を実施しています。受講料は無料です。興味のある方は是非御応募ください。

講座名	第一種電気工事士資格試験 (技能試験)の技能講座	第二種電気工事士資格試験 (技能試験)の技能講座	2級建築配管技能士試験 (技能試験)の技能講座	TIG溶接の実技講習	自由研削用といし取替等 業務に係る特別教育、 振動工具取扱作業者 安全衛生教育講習
講座日	10/28、11/4、11、18、25 (全5回) 延べ30時間	10/7、14、21 (全3回) 延べ18時間	8/1~4 (全4回) 延べ24時間	7/31、8/1 (全2回) 延べ12時間	8/3、8/4 (全2回) 延べ12時間
申込期間	10/2(月)~10/13(金)	9/11(月)~9/26(火)	6/26(月)~7/7(金)	7/3(月)~7/24(月)	7/3(月)~7/24(月)
定員	15名	15名	10名	10名	20名

※注) いずれも受講料は無料ですが、使用テキスト、使用工具等は受講者本人の自己負担となります。  
講座の詳しい内容や申込方法等は、宮崎県立産業技術専門校にお問合せください。

◇ お申込み・お問合せ先 ◇

宮崎県立産業技術専門校

TEL: 0983-42-6501 FAX: 0983-42-6511 HP <http://www.miyazaki-sangi.ac.jp>

# 労働相談 Q&A



中小企業労働相談所に寄せられた相談をもとに、お答えします。

**Q** 私は4年前に入社しました。職務は会計事務です。  
1日の労働時間は8時間、週所定労働日数は5日、休日は土曜日と日曜日で、日曜日が法定休日です。また、賃金は月給制です。  
入社当初は残業はなかったのですが、同僚が退職してから毎日残業を指示されています。それでも仕事が終わらず、ときに休日の2日とも出勤せざるを得ない状態です。しかし、長時間の残業をしているのに、残業手当は月1万円しか支給されません。  
残業代の計算方法と請求方法を教えてください。

**A** ・残業をした場合の割増賃金の計算は労働基準法37条に定められており、この規定は強行規定です。  
・残業代について会社がこの規定で定める基準に違反する内容の労働契約をしても、その部分は効力を生ぜず、同条に基づいて残業代を計算し、未払いがあれば請求することができます。  
また、賃金の請求の消滅時効は2年間ですので、請求前の2年間の残業代を請求することができます。

- ・ 残業代の計算は、毎日の労働時間をタイムカードや業務日誌等で特定し、時間外労働時間(法定外休日を含む)、深夜労働時間(午後22時から午前5時まで)、法定休日労働時間を分単位で整理し、給与締切日までの1か月分をそれぞれ集計した労働時間計算書を作成します。集計する場合の端数処理は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算します。
- ・ 次に、割増賃金の算定基礎となる1時間当たりの賃金を計算します。これには、毎月の基本給と法定除外賃金(家族手当、通勤手当等)を除く手当を合計します。この合計金額を1か月の平均所定労働時間で除した金額が1時間当たりの賃金となります。
- ・ 次に、割増賃金の割増率は、時間外労働時間(法定外休日を含む)が2割5分以上、深夜労働時間(午後22時から午前5時まで)が2割5分以上、法定休日労働時間が3割5分以上と定められています。
- ・ 時間外労働時間、深夜労働時間、法定休日労働時間にそれぞれの割増率を乗じて計算した額を合計した金額が1か月分の残業代となります。
- ・ 以上の計算は、労働時間の記録、給与支給明細書、就業規則、賃金規程、労働条件通知書又は労働契約書等の資料を確認しながら行うこととなりますので、これらの資料をできる限り在職中に入手しておくことが必要です。
- ・ 次に請求方法です。まず、事業主に未払残業代を請求します。請求は、事業主のこれまでの対応状況を見極めた上で、直接、交渉するか、又は内容証明・配達証明による請求をするのかを判断します。交渉しても拒否されたら内容証明・配達証明により請求します。
- ・ 請求すると、労働組合や同僚が支援してくれれば別ですが、職場に居づらくなることから、退職後に請求される事例が多いのが実情です。
- ・ 請求しても事業主が支払いを拒否した場合は、所轄の労働基準監督署に申告することができます。申告が受理されれば、労働基準監督署が立入調査を行い、申告内容が正しければ、是正勧告をします。
- ・ また、地方裁判所に労働審判を申し立てることもできます。訴訟費用は、収入要件を満たせば法テラスの民事法律扶助を利用して訴訟費用を立て替えてもらうことができます。申立てを行う前に法テラスの無料弁護士相談を利用されることをお勧めします。
- ・ 以上、原則的なことを説明しましたが、実際に残業代を計算するとなると、戸惑うことが多く、あきらめてしまう人が多いのではないかと思います。宮崎県中小企業労働相談所では、残業代の計算方法等を説明した資料を用意して助言・指導をいたします。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所(8ページ参照)にご相談ください。

◆相談先◆ 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 ☎0985-26-7106

## 中小企業労働相談所をご利用ください

県では、**県内4か所（宮崎、日南、都城、延岡）**に中小企業労働相談所を設置し、県内の労働者、労働組合や事業主等からの労働問題に関する相談に応じ、その解決をサポートしています。

- 受付は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。
- 電話又は面接により承ります。費用は、無料です。お気軽に御相談ください。

<p><b>宮崎中小企業労働相談所</b> (県雇用労働政策課内) 所在地:〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1 電 話:0985-26-7106</p>	<p><b>都城中小企業労働相談所</b> (都城県税・総務事務所内) 所在地:〒885-0024 都城市北原町24-21 電 話:0986-23-4518</p>
<p><b>日南中小企業労働相談所</b> (日南県税・総務事務所内) 所在地:〒887-0031 日南市戸高1-12-1 電 話:0987-22-2714</p>	<p><b>延岡中小企業労働相談所</b> (延岡県税・総務事務所内) 所在地:〒882-0872 延岡市愛宕町2-15 電 話:0982-33-2862</p>

※ 7ページの「労働相談Q&A」も是非ご覧ください。



◆ お問い合わせ先 ◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 ☎ 0985-26-7106

## 全国安全週間のご案内

**毎年7月1日から7月7日までは、全国安全週間です**

労働災害を防止するために、それぞれの事業場において安全意識を高め、事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指していきましょう。



平成29年度  
スローガン

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動  
未来へつなげよう安全文化**

◆ お問い合わせ先 ◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 ☎ 0985-26-7106

協会けんぽ  
宮崎支部からの  
お知らせ

## 『健康宣言事業所』を募集しています

～従業員の健康に取り組む優良事業所の認定を受けませんか～

少子高齢化による労働人口の減少、働き方改革など企業を取り巻く環境が変化中、事業主が従業員の健康づくりを積極的にサポートし、従業員が元気に働く職場を作る『健康経営』に取り組む企業が増えています。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### 『健康経営』のメリット

生産性の向上

企業イメージの向上

リスクマネジメント

保険料負担の抑制

### 健康宣言申込みから認定までの流れ

① 御社の現状を健康レポート等でチェック

② 取り組むテーマの選定と健康宣言の申込み

③ 健康づくりの取組をスタート

④ 達成状況の確認

⑤ 目標達成で「銀の認定証」を交付

詳細については記載してあります問合せ先にお電話ください。職員が訪問、または申込み用紙等を郵送いたします。また、協会けんぽ宮崎支部のホームページからも申込み用紙等がダウンロードできますので、ご利用ください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 宮崎支部  
協会けんぽ

企画総務グループ電話：0985-35-5364 音声案内「4番」